
結 論

本研究集会の主たる開催責任者として、結論をまとめるよう努めたいと思います。各報告は研究集会のテーマについても西洋中世の歴史そのものについても数多くの示唆を含んでいるので、結論がそれらすべてを汲みとることができないのは致し方ないでしょう。ここでは、「歴史におけるテキスト布置」というテーマに沿って、報告者がもたらした成果を整理することにします。

本プログラムが提示し、図式化しているようなテキスト布置の観点、特定の作者や編者の手になる歴史テキストの研究に有効であることは、いまや明らかです。ミシェル・ソー氏は、「奉遷記」(translatio)という聖人伝の一ジャンル、とりわけ『聖マルケリヌスとペトルスの奉遷』をテキストとして選ぶことによって、そしてテキストの構成や語り、あるいは序文のような作者の介入に関する諸要素に着目することで、シャルルマーニュの伝記作者という立場のみが強調されすぎてきたきらいのあるアインハルトが著した聖人伝作品の性格と豊かさををはっきりと示すとともに、文化的・政治的コンテキストの重要性を明らかにすることができました。アインハルトはこの作品を、文字と口誦の相補性が支配する文化的環境において、そして彼自身が密接に巻き込まれていた宮廷の政治世界の中で作り上げたのです。

1070年頃ブレーメンのアダムによって作成された『ハンブルク司教事績録』を取り上げた小澤実氏は、アダムが北方世界への宣教を成し遂げた司教であるウンニの「伝記」をどのように書いたかを問いました。氏の関心は、ウンニの生涯に関するアダムの情報提供人であったデーヌ王スヴェン・エストリズセンが有していたであろう歴史観に向けられました。小澤氏によれば、彼の歴史観は、ルーン石碑とスカルド詩によって形成された記憶に基づいていて、北方世界に対するハンブルク司教座の支配を正当化する目的でウンニ伝を再構築した『事績録』の作者が有する歴史観とは異なっていました。小澤氏の報告は、『事績録』の編纂におけるアダムの戦略に焦点を当てると同時に、アダムによって歪曲されたスヴェンの口頭証言を「コンテキスト化する」試みにもなっています。

テキストのジャンルは異なりますが、特定の作者の作品を対象とするのは、イヴ・サシエ氏の報告で、ユーク・ド・フルリーの『王権と祭司職について』を取り上げています。サシエ氏はこの作品の独自性、とりわけ作者と彼の生きた時代(12世紀初頭)の知的な作法を、カロリング期の君主鑑のような類似のジャンルと比較することで明瞭に浮かび上がらせました。ユークは教父のような「権威」を引用しますが、けっして作者の名前を挙げることなく、自身の議論を組織し構築するためにそうした作品をわがものにしていきます。この作法は、先行する時代の作者たちの執筆実践とは対照的です。それはまさしく、「時代コンテキストへの適合」であり、この種の匿名性が意義を獲得することになった叙任権闘争の時代にふさわしい作法でした。

サシエ氏の報告はわれわれを、前テキストもしくは間テキスト性に関わる問題群へと導きます。もう一つのアプローチ、すなわちカロリング期において、異なる歴史像を代表する複数の歴史作品が抜粋集に組み込まれた事例をわれわれに提示してくれたのは、ヘルムート・ライミッツ氏です。『フランク史書』がネウストリアの、すなわちメロヴィング的な歴史ヴィジョンを代表するのに対して、『フレデガリウス年代記続編』と『フランク王国年代記』が親カロリング的な歴史叙述であることはよく知られています。いくつかの写本でこれら三つの作品がひとつに結びつけられている事実を手がかりとして、ライミッツ氏はその中のペテルスブルク写本の成立地を明らかにし、こうした再編に対するカロリング期のエリートの利害をそこに見出すことができました。こうした抜粋集の作成は、彼らエリートに奉仕する歴史像を生み出したので

す。ライミッツ氏は、方法論の面でも意識的です。複数の有名な歴史テキストを伝える写本に関する氏の革新的な研究が示すのは、近代的な「テキスト」概念の含意に注意してかからなければならないということなのです。

シュテファン・エスダース氏の研究も時代的に先行するテキストの利用を対象としていますが、中世初期の法テキストの領域においてこの問題を論じています。氏は、「教会における奴隷解放」に関するコンスタンティヌスの立法を取り上げ、古代末期のテキストが繰り返し再コンテキスト化されたことを明らかにしました。教会における奴隷解放は、中世初期のあいだに、宗教的な動機に基づき、形式的な手続きを免除された法慣行へと変化し、このプロセスにおいて古代末期のテキストの利用が重要な役割を果たしました。法慣行に正当性を付与する権威に依拠することが重視されていたのに対して、前テキストの内容は巧みに変えられています。エスダース氏の論証は、かくして間テキスト性の二重の意義を明らかにしています。すなわち、研究視角としてのそれと中世初期社会において有していた意義です。多様な伝統の間を取り持ち調整する道具として、そして「伝統社会」である中世初期社会において法慣行を正当なものにするのを可能にする道具として、間テキスト性は根本的な役割を果たしていたのです。

法テキストが中世初期の社会や国家と取り結んでいた関係に対する関心は、私の研究の出発点でもありません。私がここで扱ったのは、奴隷解放の別の方式、すなわちデナリウス方式による解放ですが、この制度は「教会における奴隷解放」の実践と密接に関連しています。国王証書の一類型であるデナリウス方式の解放証書が他の類型の国王証書とどのような関係にあったかを問うことで、テキストの範疇区分を取り巻く諸問題に対してより意識的であるよう心がけました。

フランク時代のテキストの類別を問題にするのに最も適したジャンルは、菊地重仁氏が研究対象としたカピトゥラリアでしょう。カピトゥラリアについては多くの研究が捧げられてきたのは確かですが、菊地氏の貢献は、いくつかのカピトゥラリアに限定して、写本におけるそれらの形態や配置を調査することで、またカロリング期の文字を用いた統治実践を考慮に入れることで、カピトゥラリア・テキストの性格を明瞭にしたところにあります。興味深いことに、氏の報告は、いくつかの点で他の報告と共通する話題に通じています。たとえば、文化的コンテキストや、多様な意味での「権威」の問題です。これらの問題をさらに深めることもできますが、ここでは指摘するにとどめたいと思います。

二人の日本の同僚は、とりわけ中世社会経済史の歴史家によって利用されてきたテキストを扱っていて、テキストの利用という観点を共有しています。西村善矢氏は、地代帳の一ジャンル、文書形式学の観点からはまだ十分に研究されていない地代リストについて報告しました。11、12世紀トスカナ地方から伝わるいくつかのリストの形式と内容に関する氏の研究は、リストに二つの類型があることを証明しました。この違いは地代形態によっていて、地代形態は所領経営の方法に、そして所領経営は社会経済的状况によって規定されていたのです。氏の報告は、罫線や記号や書体といった形式の研究の重要性を示すだけでなく、またテキスト形態やそれに関連する技術的側面が、いわばコンテキストに要求されたことを実証しています。

足立孝氏は、原本とカルチュレール、すなわち写しの集成という、ときに不適切な認識を生み出してきた区分を疑問に付し、この区分を保管方法の違いとして再解釈しました。アラゴン地方のウエスカ司教座聖堂に残された豊かな史料に基づいて氏は、13世紀後半に行われた、索引付きのカルチュレールと、おそらくはなおざりにされることになる原本のままでの保管への証書の振り分け作業の中に、ある家系が自己を再構築する戦略的な試みを嗅ぎ取っています。氏の報告は、歴史研究にわれわれが用いるテキスト区分が常にある程度の恣意性を免れないのに対して、中世における分類が別のロジックに規定されていたことを示しており、本研究集会のテーマにも示唆するところが大きいと言えるでしょう。

文書局による作成でありながら、修辭的なテキストである、教皇ステファヌス2世の一連の書簡、とりわ

け聖ペテロの名で直説法で書かれた書簡が、フランソワ・ブガール氏がテキスト布置の問題に取り組むにあたって選んだテキストです。これら書簡を政治的・「聖ペテロ的」コンテキストに置いた後、氏は「聖ペテロの書簡」についての近代知識人の解釈を提示し、そこから、この書簡の歴史的な射程をより良く理解するのを可能にする最もふさわしい視点を見出しました。すなわち、「活喩法」です。古代的な文体の継承を示す一要素であり、中世の黎明期に政治化されたこの活喩法は、ここに、それが効果を発揮する明確なコンテキストの中に、中世史家によって再び置き直されました。

*

おそらく単純化しすぎたであろう要約に続いて、短いながらもやや一般的な指摘を行いたいと思います。報告者たちは、歴史におけるテキスト布置という観点の重要性を証明してくれました。それは二重です。この観点はとりわけ、テキストに付着するコンテキストに関連する重要な諸要素を明らかにするのに有効であるだけでなく、歴史と歴史研究におけるコンテキスト化にいっそうの注意を払うのを可能にしてくれます。テキストを位置づけたりコンテキスト化する行為は、必然的に解釈を伴う行為であり、絶えず新たなテキスト布置を生み出すのであって、このことは歴史家の実践にも当てはまります。歴史におけるテキスト解釈の重要性が再確認されるとともに、テキスト布置という観点が歴史家に奉仕することが納得されるのではないのでしょうか。

加 納 修